

本工事における契約等条件について

工 事 名	樋小工第1号 樋田小学校屋内運動場・屋外トイレ改修 工事
工事場所	中津市本耶馬溪町樋田 地内

本工事の契約にあたっては、以下の条件等が含まれますのでご注意ください。

前払金等支払いについて	
○	請負代金額全体の10分の4以内の前払金の支払いを、契約締結の日から30日以内に請求することができます。 (契約金額200万円以上の工事に限る。)
—	本工事は債務負担行為につき、各会計年度における請負代金の支払い限度額が設定されます。 ~~※本工事では、各会計年度の出来高予定額の10分の4以内の前払金を請求できます。~~
—	本工事は債務負担行為につき、各会計年度における請負代金の支払い限度額が設定されます。 ~~※本工事の前払金は、翌年度の前払金相当分を含めた金額を請求することができます。(請負代金額全体の10分の4を請求可能)~~

○	余裕期間制度
本工事は「余裕期間制度」を採用しております。 詳細は、設計図書等内の仕様書またはホームページをご確認ください。 また、主任技術者等選任通知書など、一部書類の提出時期が変わります。詳細はホームページの契約関係書類内にある「契約書作成方法」をご確認ください。 ■中津市発注工事における余裕期間制度について(https://www.city-nakatsu.jp/doc/2024032200014/)	

—	契約書類の作成について
本工事に使用する契約約款は中津市ホームページに掲載されておられません。落札者決定後、使用する契約約款をメール等にて送信します。	

—	仮契約書による契約締結
本工事は議会の議決を必要とする契約に該当しますので、仮契約書での契約締結となります。 ~~仮契約書による契約締結後、令和8年6月議会(予定)において議決を得ることができた場合、~~ ~~契約に必要な書類が全て提出されたことを確認した後、建設工事請負契約の成立についての通知を発行します。~~	

—	契約締結年度に支出を行わない工事(ゼロ債務負担行為)
~~令和8年度~~ に発注し契約締結する工事のうち、 ~~令和9年4月初旬~~ より実工事の施工が必要です。 ~~令和8年度~~ は前払いを含めた支払いを行わず、 ~~令和9年度以降~~ に支払いを行います。 詳細はホームページをご確認ください。 ■ゼロ債務負担行為の活用による工事等の発注について(https://www.city-nakatsu.jp/doc/2024032400018/)	

—	災害復旧工事
設計図書等内の「現場説明書」に繰越承認後の工期についての記載があります。必ずご確認ください。 以下の特例措置が適用されます。 詳細は設計図書等内の資料またはホームページをご確認ください。 ■令和5年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る特例措置について (https://www.city-nakatsu.jp/doc/2023112100053/)令和5年11月21日 (https://www.city-nakatsu.jp/doc/2024011200011/)令和6年1月11日追加	

—	その他

上記以外の特記事項については、設計図書等に記載されておりますので必ずご確認ください。